

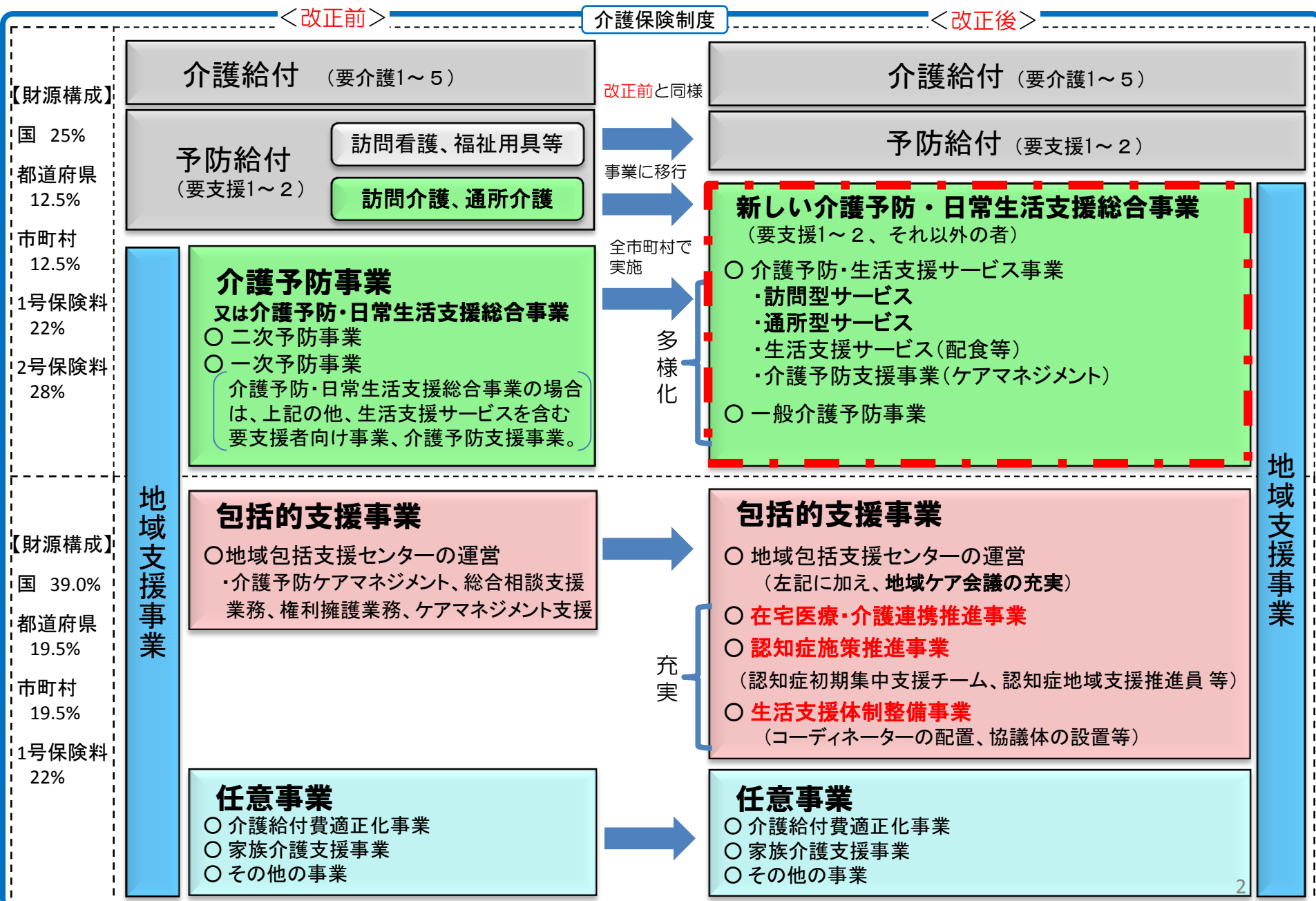
新しい総合事業について (介護予防・日常生活支援総合事業)

平成29年1月20日

貝塚市 健康福祉部 高齢介護課

この資料は12月20日に貝塚市3部会合同説明会で使用した資料と同じものです。

1)新しい総合事業の概要(国資料:事業ベース)



※各サービスの併用は原則不可

3

5) 貝塚市における訪問型サービス

(1) 訪問介護相当サービス(現行相当)

総合事業訪問型において例外的なサービス

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防訪問介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防訪問介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には訪問介護と同様に1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1ヶ月請求の上限である1月包括単位の額(介護予防と同額)を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 61(予防訪問介護) ⇒ A2(訪問型独自) 】
- 総合事業の現行相当を利用されるかたは専門的介護を必要とするごく限られたかたです。

サービスコードA2 抜粋

1単位は10.42円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型独自サービスⅣ	A2 2411	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 266単位
訪問型独自サービスⅠ	A2 1111	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など <u>月5回以上</u>)	1月 1,168単位
訪問型独自サービスⅤ	A2 2511	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 270単位
訪問型独自サービスⅡ	A2 1211	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週提供する場合など <u>月9回以上</u>)	1月 2,335単位
訪問型独自サービスⅥ	A2 2621	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中 <u>12回まで</u>)	1回 285単位
訪問型独自サービスⅢ	A2 1321	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週提供する場合など <u>月13回以上</u>)	1月 3,704単位

※初回加算・処遇改善加算・生活機能向上連携加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

5) 貝塚市における訪問型サービス

(2) 訪問型サービスA(緩和した基準)

総合事業訪問型において原則的なサービス

- 現行の介護予防訪問介護との違いは、「市長が定める研修修了者」によるサービス提供が可能なことです。
- 報酬の算定については、訪問介護相当サービスと同様に1回単価で行います。
- 報酬については訪問介護相当サービスの算定単価の約80%です。
- 訪問介護事業所が併設して行う場合には、介護給付・現行相当の利用者を併せて基準を満たす必要があります。
- 国保連に請求するサービスコードはA3です。

サービスコードA3 抜粋

負担割合(1割又は2割)によって使用するコードが変わります

1単位は10.42円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型サービスA1回数	A3 1001 (1割) A3 1021 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 212単位
訪問型サービスA1月包括	A3 1003 (1割) A3 1023 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など月5回以上)	1月 934単位
訪問型サービスA2回数	A3 1005 (1割) A3 1025 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 216単位
訪問型サービスA2月包括	A3 1007 (1割) A3 1027 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週を提供する場合など月9回以上)	1月 1,868単位
訪問型サービスA3回数	A3 1009 (1割) A3 1029 (2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 228単位
訪問型サービスA3月包括	A3 1011 (1割) A3 1031 (2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週を提供する場合など月13回以上)	1月 2,963単位

※加算は設けませんが、同一建物減算は設けます。

5) 貝塚市における訪問型サービス

市長が定める一定の研修

研修の名称	「貝塚市生活援助サービス従事者研修」
研修実施機関	貝塚市社会福祉協議会（貝塚市生活支援コーディネーター）
時間	2日間（合計13時間）程度
カリキュラム例	■職務の理解(2時間) ■老化の理解(1時間) ■認知症の理解(2時間) ■介護におけるコミュニケーション技術(1時間) ■介護における尊厳の保持・介護の基本(3時間) ■生活支援技術(1時間) ■地域の支え合いについて(1時間) ■修了評価と振り返り(1時間)
参加費用	有料(資料代として500円)
開催時期	年3回開催（2月頃・6月頃・10月頃で検討中） 第1回開催 2月5日(日) 2月12日(日)
講師	有資格者・貝塚市社会福祉協議会職員・認知症キャラバンメイト等
その他	申し込みは貝塚市社会福祉協議会へ申し込み書を提出してください。 詳しくは貝塚市社会福祉協議会又は貝塚市ホームページをご覧ください。

6) 貝塚市における通所型サービス

※各サービスの併用原則不可

		通所介護相当サービス (現行相当)	例外的なサービス	通所型サービスA (基準緩和)	原則的なサービス
サービス内容		機能訓練、レクリエーション、送迎等		体操、レクリエーション、送迎等（介護予防の為の通所サービス）	
対象者		要支援1・2、事業対象者			
人 員 等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能		専従1以上(※1介護福祉士・初任者研修等修了者、市長が定める研修受講者) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能 ※1) 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を受け、 通所型サービスAと一体的に運営している場合は資格要件不要。	
	介護職員 又は 従事者	【資格要件】・なし 介護職員: 利用定員15人まで 専従1以上 : 利用定員15人を超える場合 利用者1人に専従0.2以上		【資格要件】・なし 従事者: 利用定員15人まで 専従1以上 : 利用定員15人を超える場合 利用者1人に必要数	
	生活相談員	専従 1 以上		—	
	看護職員	専従 1 以上		—	
	機能訓練員	1 以上		—	
	設備	事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など		事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など	
運営	・個別サービス計画の作成 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜のなど		・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・重要事項概要、の運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の対応 など		
サービス提供者	(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者		本サービスの指定事業者		
報酬	国基準の1回単価と同じ		現行相当の約80%		
利用者負担	介護予防給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)				
限度額管理	有り				
請求・支払	国保連にて審査・支払				

6) 貝塚市における通所型サービス

(1) 通所介護相当サービス(現行相当)

総合事業通所型において例外的なサービス

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防通所介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防通所介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には通所介護と同様に1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1月請求の上限である1月包括単位の額(介護予防と同額)を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65(予防通所介護) ⇒ A6(通所型独自) 】
- 総合事業の現行相当を利用されるかたは専門的介護を必要とするごく限られたかたです。

サービスコードA6 抜粋

1単位は10.27円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
通所型サービス1回数	A6 1113	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 378単位
通所型独自サービス1	A6 1111	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供した場合など月5回以上)	1月 1,647単位
通所型独自サービス2回数	A6 1123	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月中8回まで) ※週1回程度も可能	1回 389単位
通所型独自サービス2	A6 1121	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合など月9回以上)	1月 3,377単位

※生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算・栄養改善加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

6) 貝塚市における通所型サービス

(2) 通所型サービスA(緩和した基準)

総合事業通所型において原則的なサービス

- 現行の介護予防通所介護との違いは、生活相談員・看護職員・機能訓練員が不要なことです。
- 通所介護事業所が併設して行うには、介護給付・現行相当の利用者を合わせて基準を満たす必要があります。
- 報酬の算定については、通所介護相当サービスの算定単価の約80%です。
- サービスの中に送迎は含みますが、入浴や機能訓練等は含みません。入浴や機能訓練等を希望される場合は別途事業所と個別に調整してください。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65(予防通所介護) ⇒ A7(通所型独自／定率) 】

サービスコードA7 抜粋

負担割合(1割又は2割)によって使用するコードが変わります

1単位は10.27円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	時間(1日)	算定単位
通所型サービスA1回数	A7 1001 (1割)	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月中4回まで)	3時間以上	1回 302単位
	A7 1021 (2割)				
通所型サービスA1月包括	A7 1002 (1割)	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供した場合 など月5回以上)	3時間以上	1月 1,317単位
	A7 1022 (2割)				
通所型サービスA2回数	A7 1003 (1割)	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月中8回まで) ※週1回程度も可能	3時間以上	1回 311単位
	A7 1023 (2割)				
通所型サービスA2月包括	A7 1004 (1割)	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合 など月9回以上)	3時間以上	1月 2,701単位
	A7 1024 (2割)				

※体操、レクリエーション等による介護予防の為の通所型サービス

※加算は設けませんが、定員超過、人員欠如による減算は設けます。 [但し、定員超過はH30.4から適用]

8) ケアマネジメント

ケアマネジメントの類型

1単位は10.42円

		介護予防支援	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)
内容		利用者自身が自立支援に向けた目標に向けサービスを利用するとともに、定期的に利用者の状態を把握し、サービス調整等を行う	同左
流れ		⇒アセスメント(課題分析) ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプランの確定・交付 ⇒サービスの利用開始 ⇒モニタリング評価	同左
利用サービス		予防給付	訪問型サービス・通所型サービス (現行相当・緩和)
対象者		要支援者	要支援者・事業対象者
報酬	開始月 (内訳)	730単位 (430単位(1月単位)) (300単位(初回加算))	同左
	2月目以降	430単位(1月単位)	同左
請求支払		国保連経由で審査・支払	同左
サービスコード		46	4ケタの数字 (大阪国保連独自コード)
委託		可	可

予防給付

総合事業